

三島市告示第 398 号

三島市建築基準法施行細則(平成9年規則第1号)第2条の2の市長が指定する基準を定める。

平成29年9月28日

三島市長 豊岡 武士

静岡県建築基準条例(昭和48年静岡県条例第17号)第10条の2第1項の規定に基づく、建築物の各部分の耐力、変形限度等の基準(平成29年静岡県告示第219号)1(1)(建築基準法(昭和25年法律第201号)第20条第1項第4号イに係る部分に限る。)とする。

附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する。